

議会運営委員会報告書

令和8年4月17日

備前市議会議長 西上徳一様

委員長 守井秀龍

令和8年4月17日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 件 | 調査結果 | 備 考 |
|---|------|-----|
| 1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費に関すること (1) 令和7年度収支報告書の審査 (2) 手引きの改訂について ② 議会先例・事例の一部改正について ③ 次期議会への申し送り事項について (1) 前期議会運営委員会からの申し送り事項について (2) 今期議会運営委員会の検討・協議事項について ④ 備前市議会図書室規程の全部改正について ⑤ 備前市議会広聴広報委員会設置規程の制定について 2 報告事項 ① 通年輕装の試行期間の実施について | 継続調査 | — |

議 会 運 営 委 員 会 記 録

| | | | | |
|---------|--------------|--------|------------------|------|
| 招 集 日 時 | 令和8年4月17日（金） | | 午前9時30分 | |
| 開議・閉議 | 午前9時31分 | 開会 ～ | 午後1時54分 | 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室 | 閉会中の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 守井秀龍 | 副委員長 | 内田敏憲 |
| | 委員 | 中西裕康 | | 土器 豊 |
| | | 森本洋子 | | |
| 欠席委員 | | 石原和人 | | |
| 遅参委員 | | なし | | |
| 早退委員 | | なし | | |
| 列席者等 | 議長 | 西上徳一 | 副議長 | 山本 成 |
| 傍聴者 | 議員 | なし | | |
| | 報道 | なし | | |
| | 一般 | なし | | |
| 説明員 | 議会事務局長 | 國光裕一郎 | 議会事務局次長 兼議事係長 | 青木弘行 |
| | 庶務調査係長 | 石村享平 | 議事係主査 | 田中康平 |
| | 庶務調査係主任 | 安本恵美子 | | |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午前9時31分 開会

○守井委員長 石原委員は、今日所用のため欠席ですが、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

レジュメに従って進めたいと思います。

議長、報告をお願いします。

○西上議長 皆さんおはようございます。

去る3月18日、2月定例会の審議結果を受け、市長より本会議以外で議会と執行部で十分協議の行える場を検討してほしい旨の申入れがございました。私といたしましては、市長の交代に伴い市の方針が転換されることはやむを得ないと考えますが、既に議会が承認している政策の中止や変更にあたっては所管の常任委員会等で事前に十分なる説明をお願いしたいと回答いたしておりますことを御報告申し上げます。

○守井委員長 何か御意見ございますか。

○中西委員 具体的には、何ですか。

○石村庶務調査係長 18日に同席しておりましたので、私から御説明申し上げます。

この申入れの経緯といたしましては、17日に議案の否決を受けて、また12月定例会でも議案が通らなかったということを受けて、市長から議長に対して本会議以外で協議できる場を設けられないかという御提案をいただいたんですけど、議長としては所管の常任委員会等に議案等提案される前に十分な御説明をいただきたいという申入れを逆にこちらからしたということがございます。

○中西委員 否決された案件についてだけ、今度ほしいということだったんですか。

○石村庶務調査係長 否決した案件についてというわけではなくて、これからそういうこともあるかと思っておりますので、議会側としっかり調整をして議案を提出したいという市長の思いだと考えております。

○中西委員 ということは、今さら選挙の前に委員会を開くというようなことではない。つまり今度定例会が行われるのは6月だから、6月定例会前にはしっかり委員会で議論してもらうという意味合いでしょうか。

○石村庶務調査係長 6月はちょっと難しいと思いますが、今後市長が提案される議案についてということですので、6月定例会は今からは難しいと思いますが、今後議案を提案する前にはしっかり委員会で報告をしてもらいたいというのが議長からの申入れでございます。

○中西委員 議長の言われたのは、私は正論だと思います。私も反対討論じゃなくて賛成討論の中でも述べておきましたけども、やはり執行部はこの議案を通してほしいのならしっかり説明をすべきだと思う。委員会のほうから、こういった資料を出せと言われるのじゃなくて、執行部のほうからこの議案を通すにはどうしたらいいのかということをよく考えて資料も出していただきたいと。

かつて文科省から来ておられた教育部長がおられましたけども、この方が委員会に出してくる資料は本当にこちらが後ろへ下がるぐらいのこの議案を通すために資料をどんどん出してこられた。そういう姿勢が必要だと思いますので、今後執行部の総意としても含めて考えていていただきたいと思います。

○守井委員長 委員会での質疑をしっかりといただいて、それに即応できる対応を執行部はやっていたらいいということで議長のそのとおりでいいと思います。

○西上議長 先ほど中西委員が言われたとおり、資料提出も含めまして再度申入れいたしますので、どうぞよろしくをお願いします。

○守井委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長の報告が終わりましたので、議長の諮問に関する事項について、7年度収支報告書の審査を行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 11時13分 再開

○守井委員長 委員会を再開します。

私から、内田議員ですけど、支払い証明書に印鑑がない、いろいろあったけど、印鑑が要るのか要らないのか。

○石村庶務調査係長 証明書には印鑑を押していただきます。

○守井委員長 丸山議員ですが、領収書には丸山様という宛名になっているけど、フルネームが必要ではないかと思うけど、いかがでしょうか。

○石村庶務調査係長 手引の27ページを御覧いただきたいと思うんですけど、領収書についてというくだりがございまして、さっき委員長がおっしゃったのは(4)のいわゆるレシートについてはというところですけど、領収書の冒頭で対象とする経費は支払い額、支払い内容、支払い年月日、支払い元、支払い先が記載された領収書によらなければならないということになっていますので、機械式によらないものは名前が要るものと支払い元ということで要るのではないかと思います。これをフルネームでないといけないかどうかというのは、記載がありませんので御協議をいただきたいと思います。

○守井委員長 皆さん、いかがですか。領収書の宛名書き。特定するためにはフルネームが要るという感じがするけど、いかがですか。

○中西委員 次回からはフルネームで書いてもらうようにしていただいて、今回は両備ツアーが全体のものを出しているの、それでよければいいじゃないですか。

○守井委員長 今回のみは一応これで了承するという形で、次回からはフルネームということでお願いいたします。

続いて、松本議員の件ですが、森本委員から。

○森本委員 インク代が案分されてなかったと思って記載しました。

○守井委員長 私は、同じように案分が要するという感じです。それから、字が間違っているところが1紙目のほうだと思います。それから、新聞が2紙までしか認められないという感じですけど、もう一つの新聞が新聞になるのか、それとも資料になるのか、ちょっと分からないけど、案分について事務局はどんな感じでしょうか。

○石村庶務調査係長 これを事務局で審査した際に、御本人に確認したら100%で申請をしたということでしたので、そのままにしております。

○守井委員長 政務活動に100%全て使ったという意味合いということですね。それで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それから新聞はどうですか。具体的に言いましたら、商工新聞というのが新聞代で出ているけど、日本経済新聞、山陽新聞、商工新聞、それから1紙目は赤旗です。

○石村庶務調査係長 新聞購読料につきましては、手引の20ページに1紙分は個人的な用途に充てる経費とみなし、その購読氏名を届け出た上で、その他1紙以上の購入費または購読料であることを要するとなっていますので、2紙以上は駄目というルールは確認ができておりません。

それから、松本議員での明細にございました商工新聞は、いわゆる新聞紙ではなくて雑誌であるという確認を取っております。

○守井委員長 新聞等と言いながら雑誌という解釈であるということですのでいいですけど、新聞はたしか2紙までしか計上できないことになっていたんじゃないですか。その点はどんなですか。取りあえずそれを検討してもらって、2紙までしか出していない方ばかりなので、松本議員については御了承するという事で、よろしくをお願いします。

それから、藪内議員のところでは先ほどと同じように支払い証明のところに印鑑がないということと、事務費の議会資料の整理、議会スケジュール管理、市民の苦情を受けられるという、これらのところが議会活動に当たるのかと思ったけど、それで皆さん大丈夫でしょうか。事務費のところでは手帳代が入っていたけど、市民の苦情を受けるという形のものが政務活動か議会活動かという話の中でどのように判断できるかなと思うけど、事務局の見解はいかがですか。

○森本委員 経費はちょっと分からないですけど、たしか前回も手帳はどうかなという話が出たと思う、私の記憶では。手帳は皆さん個人的に持たれてするものですから、ここから使うのはどうかという話になったと私は記憶しているけど、前回のときも手帳はよろしくないという話になったと私は記憶しているので書かせてもらいました。

○守井委員長 その上の議会資料の整理とか議会スケジュールの管理。

○森本委員 議会資料の整理という部分がちょっと具体的に。

○守井委員長 議会活動か政務活動かによって違ってくる話になると思うけど。

○森本委員 その意味合いは分からないので、何とも申し上げようがございません。

○守井委員長 ただ単に議会の資料とか議会のスケジュール、市民の要望とか、その辺は議会活動に該当するという感じはしないではないけど、いいのかな、政務活動で。

○石村庶務調査係長 確かに市民の苦情要望専用固定電話と書いてあるんですけど、通常情報収集に電話を使用した使用料は計上されていると思いますので、ここに書かれているのが政務活動費かどうかの判定はできませんが、情報収集のためとすればオーケーではないかとは思いますが。

○守井委員長 手帳はどうですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 手帳につきましては令和6年度に同じような手帳が出ておりました、そのとき御審査いただいて藪内議員にはお伝えしたところ、そのまま計上されております。

○守井委員長 6年度に計上して、その内容を伝えて、また上げてきたということ。

○青木議会事務局次長兼議事係長 そのまま計上しております。御指摘があったこととお伝えして、そのまま残されて政務活動費として計上されているというのが6年度です。

○森本委員 皆さん手帳いろいろ購入されていると思うので、そうなったらオーケーという形になってしまうと思うので、やっぱりここできちんと精査して駄目ですということを決めるしかない、そのまんま上げられたらと思って、何か落とされたら思っていたので、どうでしょうか。

○守井委員長 ちょっと読んでみます。事務費でございます。1月10日に行事予定等の把握のための手帳資料ということで700円上がってきておるところにチェックマーク、クエスチョンマークがついております、尾川委員長からの指摘でございます、これがどうかの御審議をしていただけたらと思います。漏れもあるかも分からないですが、いろいろ判断して、責任は自分が取るという意味合いですか、そしたら。

○中西委員 6年度そういうことにしているので、7年度もいかなものかということをつ箋もつけて本人には連絡して、本人が後どうするか、あとは本人の責任ということにしませんか。上げない人が多いでしょうと。

○守井委員長 最終的には本人の責任になりますからということで、事務局からも一応そういう委員会の指摘があったということをお伝え願えたらと思います。

次、青山議員、森本委員から。

○森本委員 ここに記載された案分されてなかったかなと思ったので、上げさせていただきました。

○守井委員長 私も同様でございます。この点について何かありましたでしょうか。案分が要るのではないかとということです。

○石村庶務調査係長 青山議員は御本人に確認したところ、インク代がこれだけではないと、ほかにもあるけれど案分に相当する額の請求書を上げられているようでした。

○守井委員長 ちょっとどこかに全体の何割とかという案分を入れてもらう格好にしたらいいと

というような、その旨の文言を入れてもらうようにしたらよく分かると思うので、そのようにお伝え願えますか。

○石村庶務調査係長 その旨、御本人にはお伝えはしたいと思います。

○守井委員長 そういうことで、皆さんよろしいですか。

○森本委員 それだったら、ここに上げていない領収書も添付していただいて、それでこの部分は案分に相当する分を丸ごと上げていますという御説明だったら必要かと思うので、その分の領収書も上げていただけたらいかがでしょうか。

○守井委員長 取りあえず先ほど話をしたようなことにいたしまして、ほかの方は全部の領収書の中から案分しておりますので、そっちのほうの方が形がきれいではないですかということも含めてお伝え願えたらと思いますのですが、皆さんそれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように事務局お伝え願えますか。

それから、石原議員ですが、これも案分率が要ると私も書いておるけど、森本委員も同じように書いておりますけれども、その点事務局どうだったですか。

○石村庶務調査係長 これも青山議員と同じ計上の仕方と聞いております。

○守井委員長 青山議員と同様のことを事務局から連絡してやっていただけますか。皆さん、それでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことでお願いします。

それから、立川議員ですけれども、ANMと記入しているが、ANAの間違いと思うので、事務局どうですか。ちょっと指摘してから記入だけ間違えないように連絡していただけますか。

それから、尾川議員はレシート式の領収書に宛名がないということなので、これは認めておることなので、了承します。

土器議員について、中西委員からどうぞ。

○中西委員 議会報告、2025年8月1日に出ている報告のチラシですけども、写真はどこから撮られたのかが、備前市の写真を使っているんじゃないかという感じがするけど、著作権の問題が出てくると思う。それは確認されているのかどうか。

それから、ロサンゼルスツアーの感想文です。これは私が担当課に確認したところでは、外部に流出はしていないと言うんです。会場で配ったことはあるけど、それは回収していると。つまり外部に出ていないものがここに出ていると、その感想文を書いた人に了解を取っているかどうか、非常に大きな問題だと思う。市政会の議会報告に使いますということが了解を得られているかどうか、市の担当はこれは外に出していないと、見せて回収していると言われるんです。

○内田副委員長 一応担当課から写真も全部お借りして、こういったことに載せるということで了解の下でやっております。

○中西委員 最後の感想文については、これは一人一人に確認が必要な、担当課も市政会に載せるといふことで感想文を預かっているわけじゃないわけです。

○内田副委員長 感想文をイニシャルを使わせていただいて、どなたが書いたか分からないようにしているんです。そういうことであるといふことで、担当課にはお見せして了解をもらっています。

○中西委員 それはやっぱりまずいと思う、個人情報扱い方としては。この文章そのものが、僕らももらっていないし外部には出していないといふんです。外部に出していないものがここへ出るといふことが、おかしいんじゃないかと。

○内田副委員長 全員の外部に出ているといふか、出ているのもあります。

○中西委員 でも、担当課が出していないといふんです。

○内田副委員長 そこは私は何とも言いようがありませんけど。

○中西委員 だから、それは大きな問題じゃないかと。

○守井委員長 一応こういう形でという話は担当課と話をされて、了承はされたといふことでといふことなので、匿名じゃなくてこういう形でしたらどうかといふ。

○内田副委員長 それで、現物も担当課へお渡しをして了承。

○中西委員 こういうものでいいかといふことを持っていく前の段階なわけです。この文章は公表されていないものです。

担当課が公表していないと、会議でこういう感想文を配ったけど、全部回収していると。だから、公には出していないものだといふわけです。担当課の話を聞くと、イニシャルで書いているから分からないからいいだろうといふことで出したけども、それは大きな備前市の情報管理上の問題じゃないかといふこと。だから、僕はあまりこういう備前市の文章そっくりそのまま使うといふのは、いかがなものかと思ひます。

○守井委員長 事実関係がはっきり分からないから何とも言えないけど、何かの資料で作られた、聞いた話で作られたのか、何かの資料で。

○内田副委員長 感想文をイニシャルを使わせていただいて、どなたが書いたか分からないよう私は、もう全員読みました。200人全員読ませてもらいました。一応閲覧ができる、見られるから、全部見させてもらいました。

○中西委員 この文章は、ペーパーで手に入れられたんですか。それはしてはならないと担当課は言うわけです。

○守井委員長 時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時37分 再開

○守井委員長 委員会を再開します。

いろいろな情報については情報管理をしっかりしていただくといふことだけ、皆さんによくお願

いをするということで今後は進めていっていただきたいということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことでお願いします。

もう一点は先ほどの支払い証明に印鑑がないということで、記入のほうお願いいたします。

それから、F3に領収日の未記入がありますので、記入していただくように事務局からお願いできますか。

○石村庶務調査係長 御本人がいらっしゃいますので、直接お願いしたいと。

○守井委員長 後からよろしくお願いします。

続きまして、中西議員。

私からは、A1、A2はレシート式の分ということでE1からE15も大丈夫と思います。それから、提出前の書類があるけど、2つ一緒にあったけど、訂正前は要らないと思うけど。

○石村庶務調査係長 不要につき外しております。

○守井委員長 そういうことで、お願いします。

それから、資料購入費の1紙名の記入がなかったので1紙名の記入をお願いできたらと思う。その他経費の振込の費用がいろいろあるけど、これは何の費用に該当するのか、中西委員、分かりますか。

○中西委員 調査収集のための会員になる経費が主です。

○守井委員長 会員加入経費。事務局、それは大丈夫ですか。学会加入の会費は政務活動で大丈夫でしょうか。

○石村庶務調査係長 昨年もこちらで計上されていたというのはお伝えできるんですけど、どこの費目で計上するのがいいのかは御協議をいただきたいと思います。

○守井委員長 計上自体は問題ないという感覚、その経費の中で例えばいわゆる広聴広報とか調査費とか研修費とか、いろいろあるかと思うけども、それにきちっと該当するものがないという感じでその他になっているのでしょうか。中西委員の感覚は、やっぱし項目で入れるところがないからその他経費で入れられたということでしょうか。

○中西委員 そのように御指導を受けました。

○守井委員長 それじゃ、昨年も計上しておるということで、皆さんよろしいですか。

○森本委員 どの段階で会議とかがオーケーになったか、私記憶がないのでごめんなさい。何か最初のうちは入ったときはちょっと駄目じゃないかという話を聞いた記憶があるけど、それが正確ではないので何とも申し上げようがないのです。

○守井委員長 今年の分はこれで一応出されているので、その他経費ということで取決めがないということなので、いろんな学会に入られることの経費についてよく調査していただいて今後検討するというので、こういう学会なら政務活動に該当しますということの判断を調べてもらったらと思いますので、取りあえず課題ということで残しておいて今年度については一応了承する

という形で、よろしいですか。ちょっと調査していただいて、また議運なりで判断。

○石村庶務調査係長 調査はいたします。その会費をもって調査費となるのか、その会に入ることによって資料を入手できるので資料購入費になるのか、いろんな考え方があろうかと思いますが、結論が出るかどうかは分かりませんが調査はしてみたいと思います。

○守井委員長 そういうことでよろしく申し上げます。取りあえず今年度についてはこれで了承するという形でよろしいですね、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

最後は西上議員。支払い証明に印鑑がないので、お願いしたいということです。

以上でよろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この件については以上で終わりたいと思います。

事務局のほう、後の措置よろしくお願ひいたします。

取りあえず1番の令和7年度収支報告書の審査は終了いたします。

続きまして、手引の改訂について事務局からお願いします。

○石村庶務調査係長 本日配付いたしております政務活動費の手引でございます。令和8年4月更新の案ということで、これまでの手引を改正すべきと思われるところを赤字もしくは見え消しで記載をさせていただいております。

まず、3ページですけれど、ここは法律、条例、規則等に基づいて適正に行われるということで法律という言葉が漏れておりましたので追記しております。

それから、8ページでございます。

研究研修費でございますが、ガソリン代については1キロ15円ということで以前は整数値となっていたんですが、これは自然数というほうが正しいだろうということで、ここは訂正いたしております。

宿泊費につきましては、議員さんの旅費の規定が4月1日から変わりますので、今までは1日当たり県内で1万1,000円、県外で1万4,000円となっていたんですが、次からは10ページにございます別表1のとおり地域によって基準額が変わりますので、これを適用していただきたいということで改正してはどうかという案でございます。

20ページの資料購入費ですが、1紙目を届け出となっているんですが、届出の特にルールもございませんので、今は明細書に1紙目は何新聞という記入をしていただいているので、明記をしていただくということで足りるのかなということで訂正いたしております。

21ページは、年度を超える期間の年間購読料ですが、任期を超えるというのがはっきり分かりませんので、当該任期と今の4年間の任期を超える期間の購読料は除外ということで追記をいたしております。

22ページは、事務費（事務所費以外）でございますが、修繕費の場合も備品台帳に記載され

た事務用品、事務用機器の修繕に限りますので、確認のための備品台帳の写しを添付していただきたいということで追記をいたしております。

次のページの備品購入についても同じでございます。毎年度の実績報告に添付をしていただきたいということでございます。

27ページですが、先ほど領収書については支払い元とあったんですが、来年度からはフルネームで記載をしていただくというのを追記すればいいのかなと思っています。

ただし、レシートについては省略された場合も認められるという記載がございますので、レシート以外のものはフルネームで記載していただくということで御決定がいただければ追記をいたしたいと思います。

○守井委員長 もう一つ先ほど新聞の2紙か3紙、2紙以上なら幾らでもいいかどうかというのは、そのあたりは調査していただいて分ければ入れていただいて、分からなければそのままという格好でお願いしたいと思います。皆様、いかがですか。赤字のところを訂正しようということですが。

○石村庶務調査係長 もう一点、最後30ページですが、収支報告書の閲覧については今までは準備ができ次第となっていたんですが、規定によると6月1日までに閲覧に供しないといけないということで、ここは訂正をいたしております。

それから、新聞の2紙目までというのは、今のこの規定の中ではそういった文言は見当たりませんので、1紙以上の購入費ということになっておりますから、その他1紙以上ということの記載しかございませんので、今のところは2紙、3紙でも大丈夫とは考えております。

○守井委員長 取りあえずそれで運用してみますか。3紙も4紙もという人はあまりいないという例があるからということじゃろうな。そういうことで、赤字のほうよろしい、皆さん。

○土器委員 2紙まではいいけど、3紙からはおえんということじゃな。

○守井委員長 いやいや、反対。2紙でも3紙でも4紙でもよろしいというのが今の規定ですということです。

○土器委員 これ見てびっくりする。宿泊、こんなに違うのかな。

○守井委員長 結局これを上限とするという意味合いになるのでしょうか。それとも、これを定額とするという意味合いになるのか。あわせて説明していただけたらと思います。

○石村庶務調査係長 12月定例会で旅費の条例が改正されております。それに合わせたものですので、既に御議決をいただいたものに合わせたということでございます。

○守井委員長 金額は上限という形ですか。それとも、定額という意味合いになるのか。

○石村庶務調査係長 これは実費支給になりますので、上限でございます。

○守井委員長 土器委員、最近東京で泊ったら2万2,000円ぐらいのところはざらにある。だから、そういうことが反映されていると思う。混み具合によって値段が物すごく変わっている、今。岡山市内ではもう1万円超したところがたくさんあります。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

このように運営をするということで御決定いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○守井委員長 午前に引き続いて、議会運営委員会を再開いたします。

資料ということで、今手元に資料があるんですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 先ほど午前中に政務活動の審査のところでは会費のことについて調査ということがありましたので、文献にはなりますけれども、そちらのほうお配りさせていただいておりますので御参考にしていただければと思います。

○守井委員長 文章は長いようですから、皆さん家へ帰って見てやっといってくださいということでお願いします。

続きまして、議会先例事例の一部改正についてお願いいたします。

○青木議会事務局次長兼議事係長 議会先例事例の一部改正についてでございますが、本日議会の先例事例の改正について新旧対照表案と備前市議会申合せを先例事例に組み入れる案と見出しをつけておりますA3の資料2枚お配りさせていただいております。御覧いただきたいと思っております。

まず、新旧対照表につきましては、本年1月13日と2月10日にお示しさせていただき、その際に説明をさせていただいたものでございます。その後、事務局で整理していく中で、その資料の下の部分になりますけれども、本日の提案分として1件、先例の76を実際の運営に合わせた表記に変えさせていただいております。

次の資料の申合せを先例事例に組み入れる案につきましては、平成19年から現在までの申合せを私なりに調べたところ、ほとんど改正されていない状況でございましたので、先例に加えてはどうかということで本日御提案をさせていただいたものになります。

なお、申合せの1、議会の運営に関するもののうち、No.1の下から2つ目の欄、3、発言、(2)自己の所属する委員会で審査する議案については本会議で質疑を行わないとの規定につきましては、今期の議会運営委員会におきまして今後協議していくこととされておりましたので、この時点では追加事項とはしておりません。

あわせて、次のページ、2の委員会に関するもののうち、最後の欄になりますが、3、1日1委員会については次のように運営するの(2)委員外議員の発言につきましては、ちょっと私が調べたところ過去にそのような運営をしたことがあったかもしれませんが、今日現在におきまして私が確認できておりませんでしたので、こちらも追加事項とは今回はしておりません。

本日はこれらの事項を改正、追加するかどうかを御協議、御決定いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今日御決定いただいたことのほかに、今後事務局において先例事例を整理していく上で先例の追加や削除による番号のずれや訂正、字句等の整理など簡易な修正につきましては議長に御一任いただければと考えております。

改正案を御決定いただきましたら、5月25日に開催されます議員協議会で備前市議会提要令和8年6月版に先例事例集として配付させていただき予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○守井委員長 1枚目のA3の資料を見ていただきまして、改正案、現行ということがあります。今日追加をするというところですが、現行では、委員会が否決の報告をしたときは、まず委員長報告のとおり決するかを諮り、異議あるときは原案について可とするかを図るということになっておりますのを、委員会が否決の報告をしたときは討論の通告がなければ委員長報告のとおり決することを簡易採決で諮り、異議あるときは原案について可とするかを諮るという文言ですが、今実際行っていることを書面にしておるということで、現行のところにもまずというところがこれ口語文の文章になっているけど、これは文語文に直したらいいと思っておったのですが、皆さんから何かその他も含めて表現の内容ちょっと変えたとかということがあるのではないかと考えております。この上のほうは以前にも出させていただいておりますので、皆さん見ていただいていると思うが。

それから、下から、99ですか、議員が委員会を傍聴しようとするときはあらかじめ委員長に申し出るという、削除しようという話を前回したと思うが、これでよろしいでしょうか。でも委員会はやっぱり委員長がいろんな意味で進行を務めますので、委員長の指図に従わなければならないのは当然だろうと思います。何かお聞きになりたいことはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

改正案のとおりで改定するというところで進めてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、現行の申合せ事項を先例・事例の扱いにしようではないかという、A3の資料表裏があります。現行の申合せは2年ないし3年、同じような運用をやっておるということで、結局現行の申合せということは我々議員の任期の間はという申合せになっておるということで、申合せであるならば新たな議会が始まったときにもう一度また申し合わせるということになるのですが、先例・事例になるのであれば先例・事例という扱いになっていくということで、その議会ごとに申し合わせなくても先例・事例の扱いで運用ができるということのようでございます。

それで、委員会、今後先ほどお話がありましたように、例えば一番上のNo.1のところの自己の所属する委員会で審査する議案について現行で協議しようという話になっておるけれども、実際はこれも通例で何年か運用しておるということ、同じように次のページの委員外議員の発言もず

っと昔だと平成二十四、五年時代にどなたかが発言したのを覚えておるけれど、それ以外ないですけれども、これも一応委員会へ出席した方が発言ができるということは残しておいたほうがいいという感じもするから、これも先例・事例に入れておいたらどうかなと個人的には思っているが、この中で皆さん何か御質疑なり聞いておきたいという話がありましたらお受けしたいと思いますが、どなたからでも結構ですが、何か補足的な説明でお聞きになりたい点もありましたらいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

先例・事例に組み入れていただくということで、いろいろ問題があったらまた今後の議会運営委員会で協議していただくということで、本日については一応先例・事例の中に現行の申合せは入れておくということで進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議会先例・事例の一部改正については、そのように取り扱わせてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番の次期議会への申し送り事項について説明をお願いいたします。

1番、2番両方一緒でもよろしいですから、お願いいたします。

○青木議会事務局次長兼議事係長 (1)、(2)一緒になりますが、次期議会への申し送り事項についてでございますが、先日の2月10日開催の議会運営委員会においてお示しさせていただいたものから3月11日に御提案のあった事項を追加して本日お配りさせていただいております。内容等御確認いただきまして、本日決定された事項を今期の議会運営委員会の申し送り事項として次期議会運営委員会、議会へ申し送ることにさせていただきたいと思いますので、御協議のほどよろしく願いいたします。

○守井委員長 3月11日に協議があったもので、このページの一番最後にありますけれども、1項目めが副議長の予算決算審査委員会委員長への就任について、今期の議会申合せによると備前市議会内の役職は1人1役とし重任を努めて排除することとしているが、副議長と議長を除く全員で構成する委員会の委員長は適用しないことができるとされているということでございます。このことによつて副議長が予算決算審査委員長を務められることができる規定でございますので、しない場合もあるということで読み解くことができるかとも思っております。

○土器委員 外したらええが、副議長ができるというのは外したら。1人1役というのを決めとるわけだから、次はもう1人1役という形でいったほうがええ。やっぱり役職を持つことによつて成長するわけだから、議員が。

○守井委員長 このままでいいということですか。

○土器委員 おえんということ。1人1役ということで、副議長は予算決算審査委員長をしないということ。1人1役じゃから、そのまま解釈したらできないわけじゃから。

○守井委員長 この間そういう話もあって、取りあえずは今回そうするかなという話があったけ

れども、どうですか、皆さん。

○**森本委員** 議長には御案内が来るので、本当に議長がほかの公務と重なったときには副議長が代わりに行きますけれども、議長が全て議長名で来られた公務に関しては議長が行かれるのであれば、副議長としてやることは正直少ない気がするので、私は今のままでいいと思います。前土器委員もおっしゃったように、代わりにと言われたけど、議長名で来ているということはそこからは議長が来てくださいと私は御案内が来ていると思うので、議長が行けるのに副議長が分担していくのはどうかと思っています。

○**土器委員** これだけ世の中が変わっていつているのに、議長が全てというんじゃないしに、やはり役職は分担してやっていかないと生き残れないんじゃないかと、議会が、みんなしてやるという、今だったら議員16人みんな体制でやっていくという形が変わっていかないと、私はおえんと思う。

○**守井委員長** ほかの方々、中西委員どう思われますでしょうか。

○**中西委員** 今までの先例では、全員でもって構成する委員会には副議長が委員長を務めるというのが前例であったので、それをずっと踏襲してきて今この形になっているので、今何かそれで不自由があるかどうか、大して不自由はないんじゃないかと。

ただ、土器委員が言われる全員がそれぞれの役を持つという意味では、一つの考え方としてあるという感じでは思います。私もどちらがいいかということについては、今この場では即断ができないところで、少しこれは検討してもいいんじゃないでしょうか。

○**守井委員長** そういう案もありますね。

内田委員、いかがですか。

○**内田副委員長** 今現時点の山本副議長におかれましては、実際2年やられてどのように思われますか。

○**山本副議長** 予算決算審査委員長はきついです。通常の定例会のときの予算決算審査委員長は別段そこまできつくはないですけど、当初予算、決算、あれ立て続けに4日間やるのはかなりきついです。

○**内田副委員長** 私が聞いたのは副議長と予算決算審査委員長と兼務、私は議長を補佐する意味でやはり副議長が全般を仕切るためにも、予算決算審査委員長するほうがいいとは思っています。今現在です。

○**守井委員長** 土器委員、役職は1人1役であるけれども、これ適用しないことができるとされておりますけれども、これが1人1役になってもできるという意味合いの文章にはなっておるんです。その点だけは理解しておってもらったらと。

○**土器委員** 22人から16人になってから、そういう形、副議長が予算決算審査委員会の委員長になったと思う。22人になる前は、決算委員会は私1回委員長をやったことがある。だから、もう思い切って1人1役という形でいかれたらええと思う。

○守井委員長 1人1役でいけばいいということも、これはこの文章で。

○土器委員 結局書いとってでもできる、書いとるだけで今言ようように副議長がすりゃええと言ようわけだから、そうじゃなしに副議長が蹴ったら1人1役でもういったらええわけです。

○守井委員長 議員の中に御意見として副議長がどういいますか、議長の補佐役ではあるわけですが、実際の行動は議長が全てやっておるということで、予算決算審査委員長、ほかの役を兼ねられたほうがいいんじゃないかという御意見もあるということをお聞きしておりますので、中西委員もおっしゃっているように検討事項ということでしていただけたらと思いますが。取りあえずそういう具合で御理解いただけたらと思います。今後の検討課題ということでお願いします。

2番の正副議長に係る推薦人の必要性について。

○青木議会事務局次長兼議事係長 こちらのほうは今日欠席されております石原委員が御提案されたものだと思いますので、県下14市のほうに推薦人が必要かどうかということをお尋ねしたところ、どこの市議会も推薦人は必要でないという回答を得ております。そういったことから、本市議会においても推薦人を、あくまでもこちらも努めてということがございますけれども、その文言等をどうされるか、推薦人を必要とされるかどうかということになるかと思っております。またあわせて、議長の所信表明はよろしいかと思っておりますけれども、副議長の所信表明まで要るかどうかということも今日欠席されておりますけど石原委員も言われておりましたのでお伝えさせていただきます。

○守井委員長 この文書は所信表明のことは書いていないように思うけども、要するに推薦人のことだけしか書いていないように思うが、いかがですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会に関する内規の中に推薦人のことを書いてありますので、そこがうちの議会では推薦人を今までは必要とされているのではないかとこのところ、その推薦人はもう要らないのではないかとこの御提案だったと思います。あわせて副議長の所信表明は、基本的には議長を補佐する立場の方なので所信表明までする必要があるのかどうかということの御提案だったと思います。

○守井委員長 お聞きのように、推薦人の署名が県下の14市はどことも必要としていないということのようです。それとあわせて、今話がありましたように副議長は議長の補佐役であるから所信表明は不必要ではないかというお話がございますが、皆さんいかがでしょうか。先ほどお話がありました14市では推薦はしていないということは青木係長、そのとおりですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 14市にお尋ねしてペーパーで返ってきたのは、一応正副議長とも推薦人は必要とされていないという御回答は得ております。質問の内容がもしかしたら私の聞き方が悪かったかもしれませんけれども、一応そのような回答は得ております。所信表明会をやっているところとか、立候補制とか取っていないところもあるのかもしれません。岡山市は、たしか取っていなかったと思います。

○守井委員長 どうしますか。もうよその市に合わせますか。

○土器委員 もうなしでいったらええ。

○森本委員 推薦はなしでもいいと思います。

○中西委員 私もなしでいい。

○守井委員長 皆さんそういうことで14市に合わせて推薦は特に必要としないという御意見のようでございますので、議会運営委員会としては推薦は必要としないということにさせていただきますと思います。

それから、副議長の件ですが、議長を補佐するという立場で所信表明は必要ではないのではないかと御意見ですが、皆さんいかがですか。

○森本委員 議長が先に選出されるので、それ以降になればやはり支える方ということになれば、なくてもいいのかなとは思いますが。

○土器委員 なしで。

○守井委員長 なしでいい。

中西委員はいかがですか。要らない。

内田委員。要らない。

それじゃ、副議長の所信表明も皆さん方特に必要ないということでございますので、青木係長よろしいですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 それでは、本日の議会運営委員会の決定ということで、その正副議長選挙に係る所信表明会に関する内規を改正させていただいて、次期6月の新しい議会のでそれを採用していくということにさせていただければと思います。

○守井委員長 議長、副議長も特に御意見よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そのようによろしく願いいたします。

その他の項目いろいろありますけれども、ここにいろいろ赤字で書いておるところで今までのところをやってきた申し送り事項を残しております。今後検討していただくということでよろしいですか。特に事務局からは、これは特に審議して聞いておきたいという項目、特にはないですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 特に事務局からはございませんけれども、きちっとどれを申し送るのかを決定いただければと思います。全部を申し送るのか。

○守井委員長 全部申し送り。

今さっきの議運で、3月11日に決めた改訂は今さっき言ったとおりで、あとの分は全部申し送り事項として送るということで。

○石村庶務調査係長 先ほどの正副議長の所信表明会の件で、副議長については所信表明をやらないという御決定をいただいたんですけれど、今の内規ですと正副議長ともに立候補の申出の期

限が決まっております。選挙の前日の午後5時までに申出をされるということになっています。副議長の所信表明を省略する理由として、議長を補佐する立場なので所信を表明する必要があるのかということ削除されたと思うんですけど、誰が議長をされるか分からない状態で立候補の申出をされるというのは以前から私はちょっと疑問がありまして、この議長がされるんだったら私が副議長として支えるという立候補の仕方は理解ができるんですが、誰がなられるか分からない状態で立候補されるというのがよく分からなくて、そういう意味でいうと所信表明を省略されるんでしたら議長選挙が終わってから立候補を受け付けるという形でもいいのかなというふうには思っております。これはすぐに今日決めていただきたいということではございませんが、以前からちょっと思っていたことでございます。

○守井委員長 議長選挙が決定した後に、副議長については受付を行うという意味合いのことですか。

○石村庶務調査係長 この議長の下で私は、今だったら議長と真反対の考え方をされる方が立候補されて、お互いにそれぞれ当選される可能性もあるわけです。ですけど、副議長はあくまでも議長の補佐をされるんだということであれば、所信表明をするというのはそういう意思を表明してでも皆さんが選挙で当選されるわけですから、それはそれでありかなと思うんですが、同じ方向を向いた方がというか、副議長として何がやりたいというのは特にないという理由で副議長の所信表明を省略されるのであれば、議長が決まった後にこの方を支えたいということで立候補受け付ける、そういう方が何人かいらっしゃる可能性もありますので、それから選挙をしてもいいのかなというふうには思っております。

○守井委員長 もう6月にはそれを実施しなきゃならないということで、もうこの期に決めるか、また議会運営委員会を開いて決めなければならないということになるという感じがするけど、その点はいかがですか、その要領を変更するのであれば。皆さんから何か御意見ありますか。

○中西委員 私は、やっぱり一緒でもいいと思う。何人か立候補して、それは乱戦になる場合だってあるでしょうけども、議長を推している人たちがやっぱり推す、その副議長をとということになる、多数になるんじゃないかということでは一緒でも別に構いはないんじゃないかなと思う。

○守井委員長 であれば変える必要はない。

○中西委員 6月定例のことを考えると今の時点であんまり触らないほうがいいかなという感じがします。

○内田副委員長 私は中西委員と一緒にです。

○守井委員長 先ほどいろいろありましたけれども、議長と副議長はセッティングの話での議長、副議長で出てくるんじゃないかということで、取りあえずは議長のみにし、副議長は立候補表明や所信表明を行わないということで、その日程的な面は今後検討するというので今までどおりで取りあえずはやるということで進めてやっていただけたらと思いますが、皆さんそれでよ

ろしいね。

○石村庶務調査係長 確認ですけれど、先ほどの御決定は副議長の所信表明をしないという御決定をされたと理解しています。私はあくまでも立候補届を受けるけど所信表明会はしないというふうに理解したので御提案をしたんですけれど、立候補自体を受け付けないという決定だったんでしょうか。

○守井委員長 いや、そんなことはないだろうと思う。
暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 4 3 分 再開

○守井委員長 委員会を再開いたします。

皆さん先ほどの今お話がありましたように、この副議長選挙というところだけを抜くことによって副議長選挙に係る所信表明はしなくてよくなるということのようでございますので、御理解いただけましたでしょうか。

○土器委員 議長もしなくてもいいということ。

○守井委員長 いやいや、副議長だけ。

そのようなことをお願いいたします。確認もよくして見てやってください。あとのところについてはそのまま残して、申し送り事項ということでお願いいたします。

続きまして、4番、図書室規程、お願いします。

○青木議会事務局次長兼議事係長 備前市議会図書室規程の全部改正についてでございますけれども、こちら3月11日開催の議会運営委員会において議会図書室運営委員会からの御提案でありまして内容等確認の上、本日御協議いただくこととされておりました。その際、お示しさせていただいたものから本日は第3条、第5条、第15条、それと第17条の内容を一部変更したものをお配りさせていただいております。また、本改正案につきましては現行のお手元にお配りしております議会図書室規程と議会図書室運営委員会設置に関する内規を一本化されるものことから資料としてお配りしておりますので、御協議の参考にしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○守井委員長 3条、5条特にどう変わったのか御報告願えますか。

○青木議会事務局次長兼議事係長 現行の図書室規程と内規とは全く変わってきています。これあわせて新しくこのたび図書室規程をされてはどうかということの御提案で、3月11日に新しく全部改正される図書室規程の案をお配りしておりましたけれども、その部分について第3条と第5条、第15条と第17条を変更させていただいておりますので、改めて提出させていただいております。

○守井委員長 文言の内容のところのてにをはとか、そういうところだったということですね。

○青木議会事務局次長兼議事係長 第3条につきましては、第2項については前回お示したも

のと同じで、第1項に議員のほか議員の調査研究に支障がない範囲において備前市職員及び一般もこれを利用することができるという規定をこちらのほうが前回の現行の図書室規程にも利用者の範囲ということで規定されておりましたので、こちらは改めて追加させていただいております。

第5条につきましては、後半部分に室外閲覧させることができるというところがありますけれども、この前に一般の方は利用はできないと、貸出しはできないということで議員及び職員はと限定的にさせていただいております。

第15条につきましては、前回お示ししたのは総務産業と厚生文教と議会運営委員会から2名ずつということだったんですけれども、総務産業、厚生文教からは2人ずつ、予算決算、議会運営委員会から1人ずつということで変更させていただいております。

第17条につきましては、第2項を追加させていただいております。前回は図書室の会議は年2回開催するとただし書を規定しておりましたが、こちらは委員長が招集するというで回数までは必要ないということで削らせていただいております。

第3項につきましては、図書室の運営等に関する事項について協議決定するとありましたけれども、こちらは当たり前のことなので省いて、新しいところでは1項から3項ということで変更はさせていただいております。

○守井委員長 皆さんよろしいか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、そのように進めてやってください。

続きまして、議会だよりと広聴広報関係の議会報告会の関係の5番お願いいたします。

○青木議会事務局次長兼議事係長 こちらも図書室規程と同じでございます。前回3月11日にお示しさせていただいております、こちらは議会だより編集委員会からの御提案でございます。その際、お示しさせていただいたものから、本日は第3条、こちらは委員の構成について変更されたものをお配りさせていただいております。変更内容としては、こちらのほうも委員6人ということで構成、これは変わりはありませんけれども、総務産業委員会、厚生文教委員会から各2人というところと予算決算と議会運営委員から各1人ということで、先ほどの図書室規程と同じように委員を構成してはどうかということで変更させていただいております。あとは前回お示ししたものと変わりはありません。それと参考までに現行の内規等添付しておりますので、参考にいただき御協議いただければと思います。

○守井委員長 議会だよりの関係と議会報告会の関係を1つの広聴広報委員会という形で今後やっていこうということで、設置規程を定めるということで前回3月11日に御提示したと思うんですが、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、このように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、広聴広報委員会の設置規程の制定について、よろしく今後ともお願いいたします。

次、6番、議会行事に関連することをお願いいたします。

○青木議会事務局次長兼議事係長 こちらレジュメに記載しております議員全員協議会です。5月25日月曜日1時半から委員会室にて行わせていただきたいと思います。

続きまして、東備消防組合議会臨時会でございますけれども、7月3日金曜日午前9時半からということでお伺いしておりますので、お知らせさせていただきます。

○守井委員長 議会行事に関する何か皆さん方から御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そのようなことでよろしくお願いいたします。

その他報告事項でお願いします。

○青木議会事務局次長兼議事係長 通年輕装の試行期間の実施についてということで資料をお配りさせていただいておりますが、市では夏季におけるノージャケット、ノーネクタイ運動の実施に併せ、本年度は通年輕装に向けた試行期間を設定されるとのことでございます。通年輕装につきましては、他市議会におかれましても実施されているところもあるようですので、今後にはなりませんけれども本市議会におかれましてもどうされるか御検討されてはどうかと考えております。

また、例年実施されておりますクールビズの関係でございますけれども、本市議会におきましても先例によりまして上着及びネクタイを着用しないことを認める運営とされてはどうかと考えておりますので、こちらのほうは御決定いただきたいと思います。

○守井委員長 クールビズ関係で事務局、執行部関係が通年輕装というような試行が行われるようでございますけれども、これは今後の課題という格好にして、そしてクールビズの実施は例年どおり5月1日から10月31日までクールビズで実施するという形で今年度進めていっていただきたらと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、これはあくまでも通年輕装今後検討するというので、あとクールビズは例年どおり行うということで、よろしくお願いたしたいと思っております。

事務局のほうありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

皆さん方から何か議会運営委員会に諮るなり、相談事はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもちまして議会運営委員会を終了とさせていただきます。

午後1時54分 閉会